

プラスチック製容器包装

週1回

- 商品の容器・包装として使用されるプラスチック製のもので、中身の商品を消費後、不要になるものが対象です。
- プラスチック製品の原材料などとしてリサイクルされます。

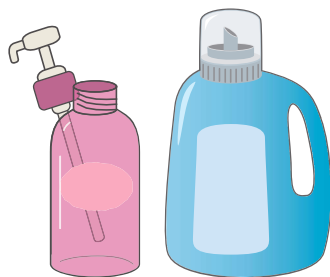
このマークが目印



プラスチック製の容器や包装に表示され、プラスチック製容器の分別を分かりやすくするためのマーク

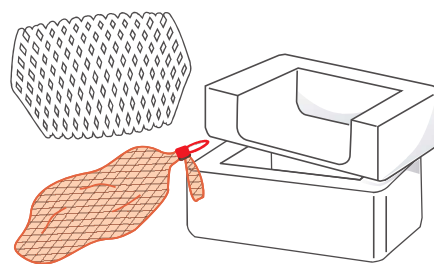


レジ袋、菓子などの袋、
プラスチックトレイ



シャンプー・
洗剤などの容器

*マークがなくても対象となるもの
(果物用のネット、保護材、
発泡スチロール、緩衝材など)



プラスチック製容器包装の日には出せません

水でゆすいでも異物や汚れが取れないもの⇒「燃やすごみ」(10頁参照)へ

コンビニなどのお弁当



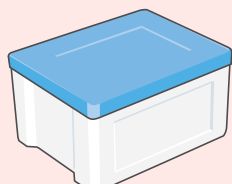
カップ麺の容器



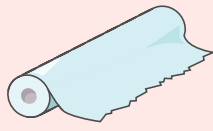
容器包装でないプラスチック製品⇒「燃やすごみ」(10頁参照)へ



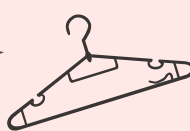
お弁当・カップ容器
マークのないもの



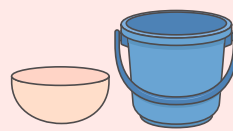
発泡スチロール製品
(クーラーボックスなど)



家庭用ラップ



プラスチック製
ハンガー



プラスチック製品

※これらは一例です。ご不明点はごみ総合対策課までお問い合わせください。



マークがあっても
対象とならないもの

(容器包装リサイクル法対象外のため)

⇒「燃やすごみ」(10頁参照)へ



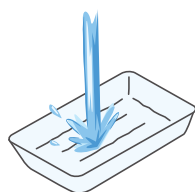
クリーニングの袋



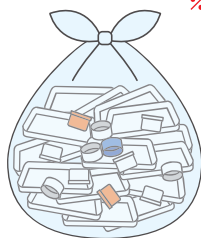
医療廃棄物

出し方

- 透明または半透明の袋(サイズは45リットルまで)に入れて出してください。



軽くゆすいでください。



※トレイは市内各スーパーマーケットの店頭回収もご利用ください。

事業系ごみについては

事業用有料ごみ処理袋

に入れて出してください。
(30頁参照)



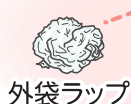
資源物用
30リットル相当

出すときの注意

- 風に飛ばされないように出してください。
- 異物や油などの汚れが取れにくいプラスチックは、無理して洗わず「燃やすごみ」(10頁参照)に出してください。
- 紙製のラベルはできるだけ剥がしてください。剥がせないものは、無理に剥がさなくても結構です。

お弁当などの容器

「プラスチック製容器包装」へ



ふた

容器

プラスチック製

箸は

「燃やすごみ」へ

紙製の

「ざつがみ」へ

油分が残っていてもOK



カップラーメンなどの容器

「プラスチック製容器包装」へ



外装のフィルム



具の入れ物

紙製のふた

ふたは

「燃やすごみ」へ



カップ

(中が液状のものは「燃やすごみ」へ)

この程度でOK



- 1回の排出量は、3袋以下でお願いします。4袋以上(上限20袋)になる場合は、ごみ総合対策課へ収集日の前開庁日までに電話でご相談ください。
- 分別が異なるものが混入していた場合は、その袋ごと収集いたしません。

出す場所

収集日の**朝9時**までに決められた場所に出してください。

(市内一律に収集日当日の朝9時までに出していただくこととしており、各地区の収集時間の周知は行っていない)

- ◎戸建て住宅にお住まいの方
「ごみ収集届出書」に記載した場所に出してください(1頁参照)。
- ◎集合住宅にお住まいの方
家主または管理会社へ確認し、決められた場所に出してください。